Gibraltar
ジブラルタ生命

為替リスクとご契約にかかる費用について

通貨指定型個人年金保険 米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建〔無配当〕

⚠ 為替リスクについて

この保険は指定通貨が外国通貨の場合、外国通貨を円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。
したがって、年金受取総額等（外国通貨）を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた一時払保険料相当額（円）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
ただし、死亡時円建支払額最低保証特約を付加する場合には、据置期間中の死亡保険金額について一時払保険料相当額（円換算）を最低保証します。

- **この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。**
- **円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レートと円で年金・保険金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

⚠ ご契約にかかる費用について

●積立利率について
お払込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、ご契約時に適用された積立利率で運用します。積立利率は、ジブラルタ生命所定の率から保険関係費用(＊1)を差引いた利率となります。

●外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】
・ジブラルタ生命所定の為替レートには以下の為替交換手数料が含まれています。
［米国ドル：0.5円／1米国ドル　ユーロ：0.5円／1ユーロ　豪ドル：0.5円／1豪ドル］(＊2)

【円で年金・保険金をお受取りになる場合等の費用】
・ジブラルタ生命所定の為替レートには以下の為替交換手数料が含まれています。
［米国ドル：0.01円／1米国ドル　ユーロ：0.02円／1ユーロ　豪ドル：0.03円／1豪ドル］(＊2)

【外国通貨で保険料等をお払込みいただく場合や年金・保険金をお受取りになる場合等の費用】
・お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。
（金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。）

【据置期間を再設定するときに通貨を変更される場合の費用】
・据置期間を再設定するときに再設定前の通貨と再設定後の通貨を変更される場合には、ジブラルタ生命所定の為替レート(＊3)を用いて再設定後の通貨により基本保険金額を変更しますので、費用が発生します。なお、この費用の額は、再設定時にジブラルタ生命が使用する各通貨を換算するレートの変動により変わることがあるため、一律に記載できません。

●年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用
年金開始日以後、年金管理費として支払年金額に対して1.0%(＊2)を年金支払日に積立金から控除します。

●解約（減額）の際にご負担いただく費用
解約（減額）する日の積立金から据置期間に応じた所定の金額（解約控除）をご負担いただきます。

（＊1）保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を加えたものをいいます。死亡時円建支払額最低保証特約を付加された場合には、さらに死亡時円建支払額最低保証費率（積立金額に対して米国ドルの場合年0.17%、ユーロの場合年0.21%、豪ドルの場合年0.35%）を加えたものをいいます。
※ 死亡時円建支払額最低保証費率とは、死亡保険金の支払額について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率をいいます。
（＊2）2024年9月17日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。
（＊3）ジブラルタ生命所定の為替レートは、ジブラルタ生命が指標として指定する金融機関が公示する、再設定日における、次の式により得られるレートを下回ることはありません。
［再設定日における再指定前の通貨のTTB（対顧客電信買相場）／再設定日における再指定後の通貨のTTS（対顧客電信売相場）］

⚠ 解約返戻金について

この保険は運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります。（解約日に計算される積立利率 +0.3%が、この保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金は減少します。）また、据置期間中に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約時には下記の式により算出される金額が解約返戻金として支払われます。

解約返戻金額＝
解約日（減額日）の積立金額 ×（1－①市場価格調整率－②解約控除率）

①市場価格調整率
運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるもので、経過年数と市場金利の動きに連動します。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約日（減額日）に計算される積立利率}^{(*4)} + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

（＊4）解約日（減額日）を契約日として、この保険契約の据置期間と同一の据置期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率

②解約控除率表

据置期間	経過年数									
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
2年	2.0%	1.0%								
3年	3.0%	2.0%	1.0%							
5年	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%					
6年	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%				
7年	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%			
10年	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

※据置期間の再設定が行われた場合には、つぎのとおりの率となります。
（表中の解約控除率×0.6）
※経過年数は、契約日(＊)からその日を含めて解約日（減額日）までの年数とします。
（＊）据置期間を再設定した場合は、再設定された据置期間の開始日とします。